

## 三種町議会運営・映像配信システム導入業務 仕 様 書

### 1 件名

三種町議会運営・映像配信システム導入業務

### 2 目的

議場に議会運営・映像配信システムの機器を導入することで、住民へのわかりやすい議会の実現及び議会へのアクセス性向上を図ることを目的とする。

### 3 契約期間

#### (1) 導入

契約締結の日から令和8年11月30日までとする。

#### (2) 保守運用

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで（5年間の長期継続契約予定）とする。

### 4 仕様

#### (1) 基本要件

- ① 議会運営システムの新規導入と運用を行う。
- ② 議会インターネット映像配信サービスの構築と運用を行う。
- ③ ①②については、機器・ソフトウェア等の調達に加え、設置作業・調整作業等の付帯業務一式を含む。
- ④ マイク設備、録音設備、拡声設備等は、既存の設備（別紙）を使用すること。なお、この場合に必要となるプロトコルの開示は、受注者の責任において行うこと。
- ⑤ 機器等は、省電力・省スペースとすること。
- ⑥ 電源やケーブル等の配線は、極力目立たないように配慮すること。
- ⑦ 引渡しを要さない発生材や新たな機器等の導入により不要となる既存機器等は、関係法令等に従い受注者の責任において撤去・処分すること。

#### (2) 制御システム

- ① 制御システムの操作は、専門的知識のない職員でも簡単に操作できる機器及びシステム構成とすること。また、議場内1名でのオペレーションが可能であること。
- ② 操作は、液晶タッチパネル方式とし、マウス・キーボード操作もできること。
- ③ 操作は、座席レイアウトを表示した画面から行い、マイク・カメラ・テロップが連動するシステムとすること。

- ④ 座席レイアウトは、複数パターン登録でき、簡単に切り替えできること。また、座席の氏名登録等の簡易な変更は、職員が簡単な操作で行えること。
- ⑤ 議場内のレイアウトが大幅変更された場合にも、新たな座席レイアウトを作成・追加できること。
- ⑥ テロップは、あらかじめ登録された座席の氏名を、マイクとカメラの連動した操作から映像表示ができること。
- ⑦ 開会操作と録音・録画の開始操作、または、休憩・閉会等操作と録音・録画の停止操作は、同じ操作画面から行えること。
- ⑧ 開会前・休憩中・閉会後は、議会映像以外の映像を出力できること。
- ⑨ 操作席には、制御システムとは別に、録画映像を確認できるモニターを設置すること。

### (3) カメラ設備

- ① フルHD以上の旋回型カメラを設置すること。
- ② 24倍以上の光学ズームレンズを有すること。
- ③ 現状照明で十分な撮影ができる解像度・画素数であること。
- ④ ピクチャーインピクチャー機能を有し、親画面、子画面に設定し映像出力できること。
- ⑤ 出力される信号は、カメラ映像にテロップを重ねて録画設備で録画でき、かつ、インターネット配信に必要な出力に対応していること。
- ⑥ カメラの台数については、受注者において最適なものを提案すること。

### (4) 録画設備

- ① 外部制御できる業務用の機器を設置すること。
- ② (3) ⑤を録画できること。
- ③ 録画映像を確認・操作できるモニターを設置すること。

### (5) 議場表示設備

- ① 議場内と傍聴席から議会映像等が視認できるよう、フルHD以上の解像度を有するモニターを設置すること。なお、壁掛け設置する場合は、壁面の強度に配慮すること。
- ② モニターには、発言者のほか、発言残時間及びリアルタイム字幕を同時に表示できること。
- ③ モニターには、電子採決の結果が切替表示できること。
- ④ モニターのサイズ及び設置場所(台数)については、受注者において最適なものを提案すること。
- ⑤ 庁舎2階の既存モニター(別紙)から、モニターと同一の映像が視認できるよう準備すること。

### (6) インターネット映像配信設備

- ① 議会の本会議の映像をインターネットにより録画配信できる環境の構築と運用の管理を行うこと。

- ② 将来的に、他の会議やライブ配信（リアルタイム字幕を含む。）も可能な拡張性を有すること。
- ③ （3）の⑤をインターネット配信できること。
- ④ 本町専用の映像配信サイトを提供すること。なお、当該サイトのデザイン・色合い等について、発注者の意向を反映できる場合は、発展的提案とすること。
- ⑤ 映像配信サイトは、映像の会議名検索・議員名検索（一般質問）ができること。
- ⑥ 映像配信サイトは、マルチデバイス対応であり、また、映像のダウンロードができないこと。
- ⑦ 映像配信サイトは、アクセシビリティに配慮していること。
- ⑧ 映像配信サイトは、広告の表示やアカウント等の削除の可能性があるような動画共有プラットフォームを用いないこと。
- ⑨ 映像配信サイトのアクセス数を任意の年、月、日等で集計・確認・印刷できる専用サイトを提供すること。
- ⑩ 配信クラウドは、異なる地域に複数を設置していること。
- ⑪ セキュリティ不具合等により配信を停止することのないよう、セキュリティ対策には、万全を期していること。

## 5 操作研修・マニュアル

- (1) 操作マニュアルは、紙媒体3部と電子データを提供すること。また、バージョンアップ等による機能・操作に変更が生じたときは、更新を行うこと。
- (2) 運用開始前に、事務局職員に操作説明を行うこと。
- (3) システム導入後、初回の議会定例会においては、システム操作に精通した者が立ち会うこと。

## 6 運用支援

- (1) システム全般の問合せに迅速に対応できるサポート窓口を設置すること。なお、対応時間は、平日の午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (2) 緊急時等の場合は、上記時間外でも対応すること。
- (3) メンテナンス等のため、やむを得ず停止する場合は、あらかじめ本町と日程調整を行うこと。

## 7 保守・メンテナンス

- (1) 引渡しの日から起算して1年以内に生じた調整不良等で、受注者の責任とみなされるものについては、受注者は直ちに無償修理、または、代替品を設置すること。
- (2) 本業務終了後も、別途の契約により、保守・メンテナンス対応が可能であること。

- (3) 保守・メンテナンスは、年1回の現地点検のほか、常時リモート点検ができる体制であること。
- (4) 現地対応が必要な障害などが発生した場合は、概ね2時間以内に対応できる体制をとること。また、再発防止のための報告書を提出すること。

## 8 費用の支払

### (1) 導入費用

3の(1)導入に係る費用(5の操作研修・マニュアルを含む。)については、当該業務終了後に支払うものとする。

### (2) 保守運用費用

3の(2)保守運用に係る費用については、令和8年12月分から月額払い(翌月請求)により支払うものとする。

## 9 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、また、議会の開催に支障がないよう調整すること。
- (2) 本業務の履行に当たり知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、本町の同意なく第三者に漏えい又は開示してはならない。なお、本業務終了後においても同様とする。
- (3) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるため、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を履行するため必要な事項は全て実施すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、両者で協議の上、誠意を持って速やかに解決する。

(別紙)

### 既存設備一覧

#### ○マイク設備

製品名	型式	製造メーカー	数量	単位
録音付センター装置	TS-920RC	TOA株式会社	1	台
送受光器	TS-905	TOA株式会社	6	台
混合4分配	YW-1024	TOA株式会社	1	台
混合2分配	YW-1022	TOA株式会社	3	台
議長ユニット	TS-921	TOA株式会社	1	台
参加者ユニット	TS-922	TOA株式会社	25	台
ロングマイク	TS-924	TOA株式会社	26	本
リチウムイオン電池	BP-900A	TOA株式会社	26	個
充電器	BC-920	TOA株式会社	4	台

#### ○録音設備

製品名	型式	製造メーカー	数量	単位
ソリッドステートレコーダー	SS-R250N	ティアック株式会社	1	台

#### ○拡声設備

製品名	型式	製造メーカー	数量	単位
ミキサーアンプ	A-5006	TOA株式会社	1	台
コンパクトスピーカー30W	F-05BM	TOA株式会社	2	台
スピーカーケーブル	4S6-EM	カナレ電気株式会社	100	m

#### ○その他

製品名	型式	製造メーカー	数量	単位
無停電電源装置	BY50FW (UPS)	オムロン株式会社	1	台
86インチ4K大型モニター (庁舎2階の既存モニター)	JN-IPS8600UHDR	株式会社JAPAN NEXT	1	台